

公募型プロポーザル募集要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの(以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとしてします。

1 業務名 令和 8 年度スタートアップ創出セミナー・ワークショップ開催業務委託

2 業務の概要

(1)委託業務内容の概要

・県内全域におけるスタートアップの創出や育成を目的として、県が別途開催する投資家とスタートアップ等とのマッチングイベントへの登壇者の増加等を図るため、スタートアップ経営者等によるセミナーやワークショップ等を実施
なお、詳細については別途提示する「仕様書」による

(2)履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日(日)まで

(3)上限額

4,235,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和 8 年 5 月 7 日(木)	公募開始
令和 8 年 5 月 18 日(月)	参加表明書提出期限
令和 8 年 5 月 20 日(水)	参加資格結果通知
令和 8 年 5 月 27 日(水)	質問書提出期限
令和 8 年 6 月 1 日(月)	質問書回答期限
令和 8 年 6 月 8 日(月)	企画提案書提出期限
令和 8 年 6 月中旬(予定)	企画提案書審査、審査会、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1)提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2)提出部数

表紙 1 部、企画提案書 6 部を提出してください。

(3)提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(4)提出期間

令和 8 年 5 月 22 日(金)から令和 8 年 6 月 8 日(月)までの間(土日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで。(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5)提出先

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階
長崎県 産業労働部 新産業推進課 スタートアップ担当
担当:上原、本田
電話:095-895-2526

(6)受理の通知

提出書類が期限までに到着し、受付された際は、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールにてお知らせします。

(7)留意事項等

ア 企画提案書は 1 者 1 提案までとします。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認められません(県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳正に審査するため、企画提案書には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ その他

・応募書類(表紙 1 部、企画提案書 6 部)については、企画提案書 6 部を各々A4 ファイルに綴じて提出してください。

・A4ファイルの表紙には提案事業名と提案者の名称を記入してください。

<記入例> 令和 8 年度スタートアップ創出セミナー・ワークショップ開催業務委託
株式会社〇〇〇〇

5 質疑及び回答

(1)提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記アドレス宛に提出後、「9.問い合わせ先」記載の担当者に質問を送信した旨を、電話でご連絡ください。

また、メールの件名は、「令和 8 年度スタートアップ創出セミナー・ワークショップ開催業務委託質問書」としてください。

(メールアドレス)s05530@pref.nagasaki.lg.jp

(2)質問受付期限

令和 8 年 5 月 27 日(水)午後 5 時まで

(3)回答

質疑と回答の内容は、原則として県ホームページで公開します。なお、説明会の開催は予定しておりません。

6 審査

(1)審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、提案金額が上限額の範囲内である提案者のうち、点数が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い者を次点者とします。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には 6(2)「ア.業務内容に関する提案」の点数が上位の者を最優秀提案者とします。

なお、「ア.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえ、これを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書類審査とします。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案		
①セミナー等の開催に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制及び全体スケジュールは具体的かつ明確に記載されているか。 ・参加者を募集する効果的な方法(チラシ、ホームページ、SNS等)は具体的かつ明確に記載されているか。 ・県内の支援機関やスタートアップ関係者等との連携による参加者の増加に向けた効果的な広報の方法は具体的かつ明確に記載されているか。 	10
②セミナー等の内容に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の開催内容(参加者の挑戦意欲を高めるための工夫)、開催回数、開催予定の会場、講師候補者(地方のスタートアップ経営者等)等は具体的かつ明確に記載されているか。 	30
③参加者と関係支援機関の関係構築に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の参加者が受講後、県内の支援機関を活用できるような仕組みは具体的かつ明確に記載されているか。 ・それに対する具体的な取り組み内容は効果的か。 	15
④独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③の効果を高めるための独自提案は効果的か。 ・①～③以外の独自提案が、業務目的達成に効果的か。 	15
イ. 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。 	10
ウ. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施責任者及び従事者は、必要な知識、実績等を有し、事業遂行能力が十分か。 	10
エ. 提案金額	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式 $10 \text{ 点} \times (1 - \text{提案金額} / \text{上限額})$ (小数点第二位を四捨五入) 	10
		100

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、審査内容ごとの配点の評価に応じて評点を算出します。(審査内容ごとに小数点第二位を四捨五入)

※審査項目アからウまでにおいて、全審査委員の平均点が55点未満(合計90点中)であった場合、その企画提案書は不採択とします。

※審査項目アからウまでの審査内容ごとの評価において、1つでも審査委員の半数以上がE評価であった場合、その企画提案書は不採択とします。

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.6
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E(劣っている)	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員や県職員等本プロポーザル関係者に対して、不正に接触すること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 契約にあたり、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

選定後には、最優秀提案者と県は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内(予定)に交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(県及び審査委員会での使用に限る)。

(3) 契約者以外の企画提案書の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

(住所)〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

(名称)長崎県 産業労働部 新産業推進課 スタートアップ担当

(担当)上原、本田

(電話)095-895-2526

(メール)s05530@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2)企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3)本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこととします。
- (4)本事業を円滑に遂行するため、県は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。